

具体的な取組一覧（中間検証用）

基本目標1 美しい芦屋を守るための「市民マナー条例」をもっと周知しよう

具体的な取組（計画書P26～27参照）

No.	判断（仮）	取組	内容	実施状況	指標	今後の展望・課題
1	○	広報紙（環境特集号・芦屋ニュースレター）等を利用した情報発信	広報紙の環境特集号やアシヤニュースレター等の在住外国人向けの情報紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	・定例の広報紙 ・環境特集号 ・アシヤニュースレター	発行回数	今後も広報紙等を可能な限り活用していく。
2	○	ホームページを利用した情報発信	市ホームページに市民マナー条例に関する情報を掲載し、事業所等のホームページにリンクしてもらう。	<市ホームページ> ・キャンペーン等、イベントごとに更新、注目バナーも活用 <事業所等のホームページ> ・市民まつり協議会 ・神戸芸術工科大学	更新回数 リンク先数	・更新回数も重要だが、アクセス数に繋がる工夫が常に必要 ・事業所等のホームページでのリンクを増やすことについては、今後の課題
3	○	広報チャンネル（ケーブルテレビ）を利用した情報発信	市民マナー条例を知ってもらうための番組を作成し放映する。	・年1回放映	実施	今後も広報番組を可能な限り活用していく。
4	△	まちナビを利用した情報発信	まちナビに市民マナー条例に関する情報を掲載する。	・バーベキュー記事等掲載	更新回数	掲載回数少
5	○	メディアを利用した情報発信	テレビやラジオ・新聞などに市民マナー条例の取組を取り上げてもらい情報発信する。	・神戸芸術工科大学との取組が新聞記事として計4回掲載	利用メディア数	新聞に限定せず、魅力ある取組を行い、取り上げてもらえるよう工夫していく。
6	○	交通機関を利用した情報発信	バスの車内アナウンスやポスター掲示など、交通機関を利用し情報発信する。	・阪急バスアナウンス ・阪急バス電照広告 ・JR芦屋駅啓発パネル設置	実施	阪急電鉄・阪神電鉄との連携も検討
7	△	市職員に向けた市民マナー条例の周知	市職員に市民マナー条例を周知する	・新人向け研修 ・工事発注者向け周知 ・啓発うちわ、庁内放送	実施	今後も様々な場面で市職員へ周知を行っていく。
8	○	啓発チラシ等の作成	市民マナー条例に関するチラシ等を作成する。	・まんがチラシ作成（神戸芸術工科大学）	発行回数	子どもから高齢者まで手に取って見ていただけるような身近で分かりやすいチラシを作成していく。
9	○	啓発チラシ等の配布	公共施設への配布だけでなく、地域や学校園・事業所等の協力によりチラシ等を配布する。	・コミスクのイベント活用 ・キャンペーンでの配布 ・新聞折込 ・市民課窓口で転入者向けに配布	配布協力団体数	事業所等への説明や依頼の仕方に工夫が必要
10	△	民間も含めた地域活動団体（自治会、事業所、NPO団体等）の機関紙を利用した情報発信	団体の発行する機関紙に市民マナー条例に関する情報を掲載する。	・商工会会報の活用 ・自治会掲示板を活用（啓発ポスター）	協力団体数	今後の展開に課題あり
11	○	啓発看板、路面表示等による周知	効果的な啓発看板・路面表示を設置する。	・のぼり旗に代わる啓発標示板等の設置	設置数	・景観等への配慮からも設置数を増やすことだけを指標にするかについては課題あり ・犬のマナー啓発オリジナル路面タイルの作成・設置（犬のお散歩マナー向上モデルロードの検討）
12	△	公用車へのステッカー等の掲示周知	公用車の市民マナー条例に関する情報のステッカーを掲示する。	・公用車（1台）に「歩きタバコ禁止」ステッカー掲示	設置数	デザイン性に優れたステッカーを作成し、多くの公用車に設置できるよう工夫する。
13	△	イベント会場等でのアナウンスによる周知	芦屋さくらまつり等のイベント会場で市民マナー条例周知のアナウンスを実施する。	・さくらまつりでのアナウンスを実施。	放送回数	アナウンスに限定せず、各種団体のイベント会場を活用させていただけるよう協力を仰ぐ。

※太枠の項目は、推進計画において当初重点プロジェクトとなっていたもの（推進計画P31参照）

※○・・・ある程度はできた △・・・実施はしたが十分とは言えない ×・・・実施していない ☆・・・十分とは言えないが、着手できたことに意味があり、今後拡充が期待される

※課題には下線を引いています。

基本目標2 マナーを守る美しい心を子どもの頃から育もう

具体的な取組（計画書P28参照）

No.	判断(仮)	取組	内容	実施状況	指標	今後の展望・課題
1	×	教職員に向けた市民マナー条例の出前講座	子どもの教育に直接関わる教職員対象に条例の内容等を理解してもらうための講座を行う。	未実施	学校数	小学校3年生で学ぶ教材「わたしたちのまち芦屋」の改定が平成29年度より始まるため、市民マナー条例についても掲載いただくことを踏まえ、教職員の方を対象に条例の内容や理念等を理解してもらうための説明会等を行う。
2	△	子どもに向けたマナーの出前講座	「人に迷惑をかけない」など、マナーに関するテーマで子どもに分かり易い形で講座を行う。	・平成26年6月のわがまちクリーン作戦実施日に合わせ、子供向けにわるタンを呼んでマナーショーを実施（関連）子どもが多く参加するコミスクの夏祭り等のイベントで啓発物の配布や声掛けを実施	開催数	子供向けの漫画やチラシ等の作成及び配布を検討。講座については課題あり。
3	△	市民マナー条例に関するポスター等の募集	市民マナー条例に関するテーマでポスターや標語等を子どもから募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	・環境施設課実施の小中学生への環境に関するポスター（夏休みの課題）のうち市民マナー条例関係の作品の一部をホームページに掲載	応募数	別途、市民マナー条例単独でのポスター募集を検討（絵の苦手な子どもも参加できるよう神戸芸術工科大学学生による技術指導も検討）。

基本目標3 市民マナー条例の推進に向けた市・市民・事業者の一体的な取組を強化しよう

具体的な取組（計画書P29参照）

No.	判断(仮)	取組	内容	実施状況	指標	今後の展望・課題
1	☆	民間も含めた地域活動団体（自治会、事業所、NPO団体等）への啓発講座の実施	団体の集会等の時間に、市民マナー条例を理解してもらうための講座を行う。	・三条町自治会会合での出前講座実施 ・コミスク連絡協議会会合での市民マナー条例の紹介	団体数	・市民マナー条例単体で会合等の時間を割いていただくことに課題あり ・10分程度の短時間の講座や他の所管課との連携を検討。
2	☆	まちかどキャンペーンの実施	従来のキャンペーンとあわせて、特に市民マナー条例の周知が必要な地域への集中キャンペーンを実施する。	・地域と一体となった啓発パトロールキャンペーン（朝日ヶ丘コミスク）	実施回数	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。
3	△	芦屋わがまちクリーン作戦等との協働キャンペーンの実施	芦屋わがまちクリーン作戦等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	・平成26年6月に子供向けにわるタンを呼んでマナーショーを実施 （再掲）	参加者数	今後はクリーン作戦時ではなく、主催者の環境衛生協会との連携を検討する。
4	△	事業所等のイベントとの協働キャンペーンの実施	事業所等のイベントの実施に合わせて、市民マナー条例の啓発キャンペーンを実施する。	・JT（日本たばこ産業）と芦屋動物愛護協会と市によるマナー協働キャンペーンの実施	参加者数	事業所等のイベントでの協力はハードルが高く、まず市民マナー条例の取組への理解を得るための説明の仕方に工夫が必要
5	☆	地域と一体となった啓発パトロールの実施	マナー指導員と地域住民による地域での啓発パトロールを実施する。	・地域と一体となった啓発パトロールキャンペーン（朝日ヶ丘コミスク） （再掲）	地域数	今後も特にお困りの地域を募り、パトロールキャンペーンを積極的に行う。 （再掲）
6	×	市民マナー条例に関する標語等の募集	市民マナー条例に関するテーマで標語等を募集し、優秀作品を公共施設や事業所等に掲示する。	未実施	応募数	川柳等も含め、実施方法を検討

基本目標4 市民マナー条例の向上に向け、継続的に取り組む仕組みを創ろう

具体的な取組（計画書P30参照）

No.	判断(仮)	取組	内容	実施状況	指標	今後の展望・課題
1	○	（仮称）市民マナー条例推進協議会の設置	行政だけでなく市民や関係団体を含めた組織「（仮称）市民マナー条例推進協議会」を設置し、施策の実施や計画の検証等を行う。	計3回の連絡会を開催した。	実施	引き続き、年3回程度実施する。
2	○	啓発キャンペーン等の実施の計画立案	啓発キャンペーンなどのイベントが効果的に実施されるよう計画を立案する。	・駅前でのキャンペーン ・コミスク等のイベント（各小学校）でのキャンペーン ・季節や目的により啓発グッズ（うちわ、カイロ、ウェットティッシュ等）も工夫	実施	・喫煙マナーについては、近隣市でも同様の課題があるため、キャンペーンの同日実施等検討する。
3	×	環境美化などの市民マナーの向上に寄与している団体及び個人への感謝状の贈呈	推薦された団体及び個人へ、市民マナーの向上への活動に対する感謝状を贈呈する。	未実施	実施	各協力団体での取組がさらに浸透した時点で、改めて候補団体・個人の選考を行うこととする。
4	○	市民マナー条例のあり方や市民マナー向上に関する施策の調査・研究	市民マナー条例に規定されている禁止事項について、他市の事例や市に寄せられた意見をもとに、効果的な施策及び現状に即した条例にするための調査研究を行う。	・先進市視察（横浜市、東京都港区）	実施	今後も先進市や近隣市の状況の把握に努め、参考とする。
5	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する巡回警備	恒常的に違反行為がなされる禁止事項に対して、その行為の抑止や市民マナー条例の理解をうながすための巡回警備を実施する。	・夜間花火警備 ・バーベキュー、犬警備 ・プレジャーボート警備	実施	違反行為の状況の変化等に合わせ、効果的な警備となるよう随時見直しを検討していく。
6	○	市民マナー条例に規定された禁止事項に対する指導	喫煙禁止区域以外の地域を含め、マナー指導員による違反行為への注意及び指導を実施する。	・喫煙禁止区域による過料徴収 ・歩きタバコ・放し飼いの注意	実施	マナー指導員の巡回範囲をさらに広げ、ニーズにできる限り対応する。

※太枠の項目は、推進計画において当初重点プロジェクトとなっていたもの（推進計画P31参照）

※○・・・ある程度はできた △・・・実施はしたが十分とは言えない ×・・・実施していない ☆・・・十分とは言えないが、着手できたことに意味があり、今後拡充が期待される

※課題には下線を引いています。